

「避難行動要支援者支援制度」のご案内

避難行動要支援者支援名簿とは？

避難行動要支援者支援名簿とは、自分ひとりで移動したり、情報を得たりすることが難しく、災害が起きたときに手助けが必要な人達を把握し、支援体制を整備するための名簿です。

ただしこの名簿は、避難行動要支援者を支援する地域の活動に活用するためのものであり、**災害時に必ず避難支援することを保証するものではありません。**

要支援者の対象はどんなひと？

具体的な要支援者は次のとおりです。

- ① 高齢者〔一人暮らし高齢者（高齢者のみの世帯）、寝たきり高齢者、認知症高齢者など〕
- ② 身体障がい者〔視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者、内部障がい者など〕
- ③ 知的障がい者
- ④ 精神障がい者
- ⑤ 常時特別な医療等を必要とする在宅医療者〔人工透析を受けている者、難病等の者（医療機器等を装着している者）、低肺機能者（酸素吸入が必要な者）など〕
- ⑥ 乳幼児・児童（特に低学年児童）

避難支援の流れ

役場に申請時に、避難支援者関係者に名簿情報を提供することへの同意をもらいます。



利府町

避難行動要支援者



高齢者・障がい者など
(災害時に支援が必要な方)

申請
同意の確認

見守り活動
避難支援

家族・知人・地域の方
支援組織など

協力依頼
情報共有

要支援者名簿及び個別避難計画の情報は、「塩釜地区消防事務組合」「利府町社会福祉協議会」「自主防災組織（町内会）」「利府町民生委員」避難支援関係者に情報共有します。



避難支援者等関係者

個別避難計画とは？

「個別避難計画」とは、「避難行動要支援者名簿」に登録をしている方の中で、より詳細な情報を記載した一人ひとりの避難支援の計画です。

※提出いただいた計画書は、役場で入力後、民生委員を通して本人にお渡しします。

【個別避難計画記入例抜粋】

避難する時に必要な支援等 (自由記述欄・知っているほしいこと)	【記入例】自宅で寝たきり状態であるため、避難する時は複数人の支援が必要。 大きな声で突然声を掛けるとパニックになるので、文字で書いて伝えて下さい。			
	<ul style="list-style-type: none"> 自宅が土砂災害警戒区域となっているので、大地震や大雨の時は見回りをしてほしい。 (月)～(金)の日中(9:00～15:00)はデイサービスを利用しているため不在である。 杖を使うため、歩くのが遅い。 高齢(90歳)で、認知症の疑いがあり、何度も同じことを聞いてくる。 			
避難支援実施者 (避難を手伝ってくれる家族以外の人) ※町外でも構いません	(ふりがな)	みやぎ じろう	本人との関係	隣人 (同じ町内会)
	氏名①	宮城 次郎		
	住 所	利府町しらかし台一丁目●●●●●●		
	連絡先	電話番号1 090-1234-●●●●●●	電話番号2 022-356-●●●●●●	
	(ふりがな)	まつしま さぶろう	本人との関係	知人 (同じ町内会)
	氏名②	松島 三郎		
住 所	利府町しらかし台一丁目●●●●●●			
連絡先	電話番号1 090-1234-●●●●●●	電話番号2 022-356-●●●●●●		

◆避難する際の詳細な支援情報を記入してください。

◆家族ではなく、隣人など災害時に避難を手伝ってくれる方の情報を記入してください。

◆記入された氏名等は、自主防災(町内会)等に情報を共有するので必ず本人からの許可をもらってください。

※避難支援者の方も被災し、支援できない場合もあります。

日頃からの備え

普段から町内会や民生委員など、見守り活動として要支援者の方々に声掛けなどを行っています。災害時は身近な地域での助け合い(共助)が重要となりますので、常日頃から地域の方々に、どのような支援をしてほしいか、知ってもらうことが大切です。

また登録後、個別避難計画はご本人にお渡ししますので、自身の内容を把握し、災害に備えましょう。



【避難所一覧】

登録・相談について

登録には申請が必要となります。詳しくは町ホームページをご覧ください。下記問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】
保健福祉部 地域福祉課 福祉総務係
☎022-767-2148



【町HP】